

和泉市内の
中小企業の
皆様に！



中小企業 支援制度 のご案内

和泉市では、市内中小企業の支援施策として様々な制度を設けております。

産業集積促進地域における固定資産税の補助や市産業振興プラザにおける試作開発室の利用料補助、公設試験研究機関等の機器使用料補助、工業所有権申請に係る経費補助、人材育成セミナーに係る経費補助、中小企業融資制度、利子補給制度を案内いたします。

操業
支援

<産業集積促進補助金>

本市の産業集積促進地域において、工場等の操業の継続等産業集積の維持及び促進を行うことにより、本市の産業振興及び経済の活性化を図ることを目的に、**固定資産税の一部を補助しております**。また、操業計画の認定を受けた事業者は、大阪府の企業立地促進補助金や産業集積促進税制といった企業立地の優遇制度を受けることができます。

●産業集積促進地域とは…

- ①テクノステージ和泉工業地域地区
- ②トリヴェール和泉西部ブロック地区
(和泉市テクノステージ一丁目～三丁目) (和泉市あゆみ野一丁目～四丁目の準工業地域)

●補助対象者は…

- 物品の製造(加工及び修理を含む。)、研究開発、人材育成、情報処理等の事業を営み、以下のすべてに該当する事業者
- ①産業集積促進条例において操業計画の認定を受けた事業者
- ②自己の事業の用に供するための工場等及び企業等の事務所を取得、新築、増築又は改築(以下「取得等」という。)した事業者
- ③操業計画の認定を受けた日から起算して3年以内に操業計画に基づき建物の取得等をし、かつ、建物の取得等の後7年以上操業を行う事業者

●補助内容は…

操業計画に基づき取得等をした建物に係る固定資産税の2分の1に相当する額(上限500万円/年)

●補助期間は…

取得等をした建物に係る固定資産税を賦課する年度から5年間

利用料
補助

<産業振興プラザ利用促進補助金>

本市のテクノステージにある「和泉市産業振興プラザ」では、中小企業の研究開発や創業、販路開拓等を支援するため、開発室等を貸し出しております。また、**利用料の半額補助や、起業した際の補助金**など様々な支援策がございますので、市内での研究開発・創業をお考えの方は、是非、ご利用ください。

●所在地は…

大阪府和泉市テクノステージ三丁目1番10・11号

●補助対象者は…

- 次のすべてに該当する事業者
- ①新規に開発室を利用する事業者(すでに開発室を利用している事業者が、新たに別の開発室を利用する場合は対象)
- ②過去に開発室利用料の滞納事故がない事業者
- ③市税を滞納していない事業者

●利用料等については…

和泉市産業振興プラザ(Tel.0725-58-7887)までお問い合わせください。

●補助内容は…

新たに利用する開発室の共益費を除く月額利用料の2分の1に相当する額を補助(12箇月)

起業
支援

<新規起業者市内進出支援補助金>

●補助対象者は…

- 以下のすべてに該当する事業者
- ①開発室でイノベーション事業に取り組み、市内で新規に起業する事業者であること
- ②市内で5年以上操業できる見込みのある事業者であること
- ③市税を滞納していない事業者であること

●補助内容は…

和泉市産業振興プラザの開発室を利用した後、市内で起業された事業者に上限25万円を補助

研究
開発

<中小企業振興対策補助金>(研究・開発支援事業・工業所有権取得促進支援事業・人材育成支援事業)

様々な経営課題にチャレンジしている市内の中小企業を応援するため、下記事業を実施された事業者に対し、**経費の一部を補助しております**。

●補助対象者は…

- ①市内において主たる事業所を有する中小企業者で、同一事業を1年以上行っているもの
- ②構成員の過半数が市内に主たる事業所を有する中小企業交流団体で、活動を1年以上行っているもの

●補助対象事業は…

- ①研究・開発支援 : 大阪産業技術研究所等に依頼試験、委託研究、共同研究を依頼、または開放機器等を使用した場合
- ②工業所有権取得促進支援 : 特許権・実用新案権・意匠権・商標権の工業所有権の申請をした場合
- ③人材育成支援 : 産技研や中小企業大学校等が実施する人材育成研修を受講した場合

●補助内容は…

事業に要した費用の半額(各支援にて同一年度内に一企業20万円を限度として補助)
※工業所有権は申請区分に応じ補助

融資
制度

<中小企業融資制度>

市内において小規模事業を営んでいる方で、必要な事業資金を大阪信用保証協会の保証付で融資する制度が平成26年4月1日から新しくなっております。(下線部分が変更点になります。)

●制度内容は…

- ①融資限度額 : 一事業所について**500万円**
- ②資金用途 : 運転資金及び設備資金
- ③融資期間 : **7年以内**
- ④返済方法 : 毎月分割返済
- ⑤融資利率 : 大阪府制度融資「小規模企業サポート資金」の上限融資利率から0.1%減算
- ⑥信用保証料 : 保証協会所定の利率

※受付場所を和泉市担当課から**金融機関(池田泉州銀行の和泉支店、和泉中央支店、三林支店、和泉南支店のいずれか)に変更**

利子
補給

<利子補給制度>

市内において下記融資制度を利用している事業者に対し、その**返済利子の一部を補給しております**。

●補給対象者は…

市内に住所または事業所を有する個人事業主あるいは市内に本店または営業所を有する法人

●対象融資制度は…

- 大阪府中小企業向け制度融資 ①和泉市中小企業融資制度 ②小規模資金 ③開業資金
- 株式会社日本政策金融公庫 ④女性、若者/シニア起業家資金

●補助内容は…

補給対象利子 : **対象年の1月1日から12月31日までの期間に約定どおり返済されている利子**
※利子補給期間は借入日より3年間ですが、年度を遡及して請求することはできません

対象融資の限度額及び利子補給率 ①**当初借入額の合計額のうち500万円を限度**
②**対象年に係る利率のうち1%相当分**

和泉市で
創業を目指す
方々に！



特定創業支援 のご案内

市では創業を目指す方々への支援に取組み、創業の促進による産業活性化を図るため、平成26年1月20日に施行された「産業競争力強化法」に基づき、「創業支援事業計画」を策定し、平成26年10月31日に国の認定を受けました。
(計画期間：平成27年1月1日～平成31年12月31日)
計画に定める創業を目指す方々への支援（特定創業支援事業）をぜひ活用ください。

創業支援

<特定創業支援事業とは>

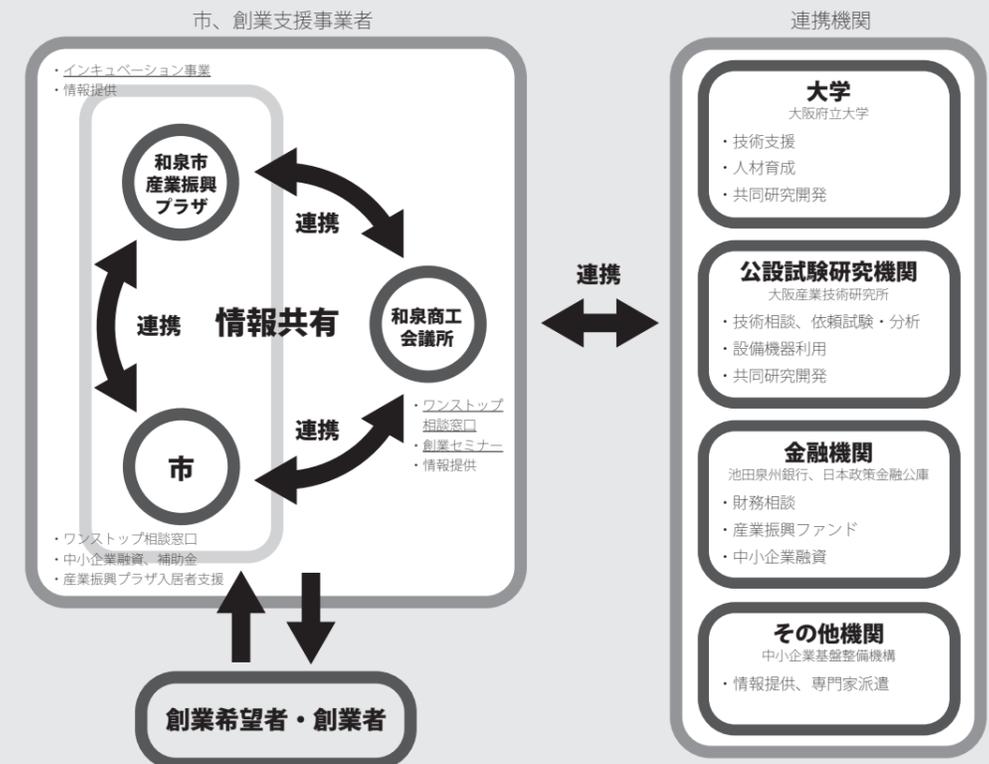
特定創業支援事業とは、創業を目指す方々に対する継続的な支援で、**経営、財務、人材育成、販路開拓**の知識が全て身につけることのできる事業になります。

和泉市では**和泉市産業振興プラザ**、創業支援事業者である**和泉商工会議所**の連携を通じて、各機関の強みを生かした創業支援事業を行います。

- ① コンシェルジュ業務：市に創業支援窓口を設置し、和泉市産業振興プラザ及び和泉商工会議所と連携して相談を受けます。
- ② インキュベーション事業：和泉市産業振興プラザに入居する创业者の支援を行います。
- ③ 創業セミナー：経営、財務、人材育成、販路開拓など創業に必要な知識を身につけることのできる経営セミナーを開催します。
- ④ 個別支援：和泉商工会議所にて、創業希望者に対する個別支援を行います。

計画概要

<創業支援事業計画の全体像> ※下線は特定創業支援事業



優遇措置

<特定創業支援事業を受けたことによる優遇措置>

創業希望者等は、**特定創業支援事業による支援を受けたことの証明により**、下記の優遇措置を受けることができます。証明を受けたい方は、下記の証明書交付の項目をご覧ください。

① 会社 *1 設立時の登録免許税の減免 *1 株式会社、合名会社、合資会社または合同会社を指します。

創業を行うとする方又は創業後5年未満の個人が会社を設立する際、登記に係る登録免許税が軽減されます。**資本金の0.7%の登録免許税が0.35%に減免**となります。

※和泉市が交付する証明書をもって、他の市区町村で創業する場合は減免を受けることができません。
※会社設立後の者が組織変更を行う場合は、登録免許税の減免の対象外になります。
※登録免許税の減免を受けるためには、設立登記を行う際に証明書（原本）を法務局に提出する必要があります。

② 創業関連保証の特例

無担保、第三者保証人なしの**創業関連保証の融資枠が1,000万円から1,500万円に拡充**されます。また、創業2箇月前から対象となる創業関連保証につきましては、事業開始6箇月前から利用の対象になります。

※事業開始6箇月前から創業後5年未満の方が対象になります。
※創業関連保証の特例を受けるためには、手続きを行う際に証明書（写し可）を信用保証協会または金融機関に提出する必要があります（別途、審査を受ける必要があります）。

③ 日本政策金融公庫新創業融資制度の自己資金要件充足

新創業融資制度の自己資金要件を充足したものととして、利用することが可能です（別途、審査を受ける必要があります）。

④ 市補助制度（家賃補助、改装費補助）

- ・市内商店街における空き店舗を活用した場合、月額家賃の1/2以内（10万円限度）で最長6箇月間補助
- ・市内の空き店舗を活用した場合、改装及び改修に係る経費の1/2以内（30万円限度）補助

証明書交付

<特定創業支援事業を受けたことの証明書交付対象者>

創業前の方（事業を営んでいない個人）及び**創業後5年未満の方**（創業を行った個人または創業により設立された会社で、事業を開始した日以後5年を経過していないもの）が下記の特定創業支援事業を受けた場合に限り証明書の交付対象者とします。

- 交付対象者は、下記いずれかの特定創業支援事業を受ける必要があります。
- ① 創業セミナー（経営、財務、人材育成、販路開拓の計4回のセミナー全て）を受講された方
 - ② 個別相談（相談時間は1回あたり1時間以上を4回以上）を1ヶ月以上の期間受けることにより経営、財務、人材育成、販路開拓のノウハウを習得された方

<特定創業支援事業を受けたことの証明書申請方法>

上記の優遇措置を受けるためには、特定創業支援事業を受けたことについて、和泉市長の証明が必要になります。証明を受けたい方は、所定の証明申請書を和泉市環境産業部商工労働室商工推進担当まで提出してください。和泉市産業振興プラザ、和泉商工会議所に支援内容を確認のうえ、証明書を発行します。

<お問い合わせ>

**和泉市 環境産業部
商工労働室 商工推進担当**

住 所 / 大阪府和泉市府中町二丁目7番5号
電 話 / 0725-99-8123（直通）
F A X / 0725-41-1553

詳細については、和泉市ホームページ
(<http://www.city.osaka-izumi.lg.jp/>) をご覧ください。